

# 上尾税務署からのお知らせ

(☎048-770-1800・自動音声案内)

## ◆自宅等で確定申告書を作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅等で確定申告書を作成できます。書面で印刷し、郵送又はe-Taxで送信（事前準備が必要）してください。

《作成コーナーの操作などに関する問い合わせ》

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク  
(☎0570-01-5901)

受付時間／平日9時～17時

簡単・便利 スマホで申告

確定申告書等作成コーナーの「スマホ専用画面」をご利用ください。  
対象／給与所得者（年末調整済み）で医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税等）の申告をする方

## ◆所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

と き

申告会場・問い合わせ（送付先）

**2月18日(月)～3月15日(金)**

土・日・祝日を除く。ただし、2月24日・3月3日(日)は開場

**9時～17時**（受付＝8時30分～）

〒362-8504 上尾市大字西門前577

**上尾税務署**

(☎048-770-1800・自動音声案内)

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。16時までにお越しください。相談が17時を過ぎると、再度お越しいただく場合があります

## 青色決算書 青色確定申告書 作成相談会

とき・ところ／2月22日(金)＝商工会吹上支所（市役所吹上支所第二棟）

2月28日(木)・3月1日(金)＝鴻巣市商工会

3月5日(火)＝商工会川里支所

※時間はいずれも9時30分～11時30分、13時30分～15時30分

問い合わせ／鴻巣市商工会・鴻巣市青色申告会（☎541-1008）



## 税理士による 無料税務相談 (要予約)

と き／①2月1日(金)～15日(金)の平日9時30分～16時

②2月4・5日(月・火)9時～16時

③2月6・7日(水・木)10時～16時30分

ところ／①＝市内の税理士事務所 ②＝上尾県税事務所

③＝桶川メイン3階イベント広場

対象／(1)年金受給者 (2)給与所得者で医療費控除を受ける (3)平成30年中に退職・就職した、又は年末調整が済んでいないなど

※譲渡所得・事業所得がある方は対象外。住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合などは、低額の料金が発生する場合があります

内容／申告相談、申告書の作成

申込み／①＝各税理士事務所へ電話（税理士事務所の一覧は、関東信越税理士会上尾支部ホームページに掲載）

②・③＝1月21日(月)～25日(金)の10時～15時に電話で関東信越税理士会上尾支部

問い合わせ／関東信越税理士会上尾支部（☎048-776-8777）



申告納税制度の趣旨から、自分で正しく申告書を作成し、期間内に申告しましょう。

問い合わせ／上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声案内）、市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

### 確定申告が必要な方

#### 【自営業者など】

次の(1)～(4)のうち、昨年中の所得金額の合計額が、配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額より多い方

(1)事業を営んでいる (2)農業による所得がある (3)不動産所得がある (4)土地や建物を売った

#### 【給与所得者（会社員など）】

●給与収入が2,000万円を超える ●給与所得以外の所得合計額が20万円を超える ●2か所以上の会社から給与を受給している

#### 【その他】

●年の途中で退職し、年末調整を行っていない ●医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けたい

### 申告に必要なもの

●個人番号確認書類<sup>(※)</sup> ●身元確認書類<sup>(※)</sup> ●印鑑（スタンプ印不可） ●給与所得又は年金所得のあった方は、源泉徴収票や支払者の証明書 ●各種領収書又は証明書（生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・寄附金など） ●医療費控除を受ける方は、医療費の明細書 ●セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書及び疾病予防への取組書類 ●障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書 ●「確定申告のお知らせ」ハガキ

(※)については15ページ参照

### 注意

- 給与所得者や年金受給者が申告する場合には、支払元（者）が発行する源泉徴収票が必要です。なお、源泉徴収税額がない場合には還付金はありません
- 事業所得・不動産所得などの申告をする方は、帳簿・領収書などを整理し、収支内訳書を作成のうえ、上尾税務署へお願いします
- 医療費控除を受ける方は、「医療を受けた方」「病院・薬局」ごとに領収書などを整理・計算し、明細書を作成のうえ提出してください。なお、領収書の日付が平成30年中であることを必ず確認してください
- セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は、「薬局」・「医薬品の名称」ごとに領収書を整理し、明細書を作成のうえ提出してください。なお、領収書の日付が平成30年中であるとともに、セルフメディケーション税制対象商品であることを必ず確認してください。併せて、申告する方の健康の保持増進及び疾病予防への取組のわかる書類（予防接種の領収書や健康診断結果通知等）の添付又は提示が必要です
- 医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみ選択（選択後の変更不可）
- 国民年金保険料については、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書又は平成30年中に支払った領収書をお持ちください。国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できませんので、日本年金機構（ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004・ナビダイヤル）へお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座の指定には申告者本人の口座が必要です。事前に金融機関名及び口座番号を確認してください。また、振替納税の申込みには、金融機関への届出印が必要です（所得税を振替納税する方は、4月22日(月)が振替日です。それ以外の方は3月15日(金)が所得税の納期限です）
- 所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です



# 還付・確定申告及び市・県民税申告 受付日程について

下表のとおり行いますので、地区の指定日に申告してください。

前年の状況から申告が必要と思われる方には、市・県民税申告書を1月下旬に市から送付しますが、すべての方には送付していませんので、必要な方のご連絡ください。なお、所得税の還付・確定申告をした方は、市・県民税の申告は不要です（申告書が送付された場合は処分してください）。

※申告方法などは広報かがやき2月号でお知らせします

問い合わせ／市民税課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

## ■申告受付日程 受付時間＝9時～15時

種類	とき	申告会場	地区
還付申告	2月8日(金)	吹上生涯学習センター	地区割なし
	2月14・15日(木・金)	クリアこうのす	地区割なし
確定申告	2月18日(月)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	2月19日(火)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	2月20日(水)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台
	2月21日(木)		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
確定申告、市・県民税の申告	2月22日(金)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
	2月25日(月)		関新田、新井、境、上会下、屈巢
	2月27日(水)	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
	2月28日(木)		筑波、吹上本町、南
	3月1日(金)		大芦、下忍
	3月4日(月)		北新宿、新宿、鎌塚
	3月5日(火)		榎戸、荊原、袋、前砂、明用、三町免、小谷
市・県民税の申告	3月7日(木)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	3月8日(金)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	3月12日(火)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稲荷町、赤見台
	3月13日(水)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
	3月14日(木)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
	3月15日(金)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

## ■注意事項

- 市の申告会場では、e-Tax申告はできません
- 次の①～⑩は、市内の会場及び市民税課窓口では記帳相談は行いません。上尾税務署での申告となります。なお、申告書をすべて作成済みの場合は、受付で預かり上尾税務署へ回送します

- ①青色申告
- ②事業所得（営業等、農業）、不動産所得などの申告（繰越損失を含む）
- ③土地等の分離・総合譲渡所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ④株式及び先物取引等の分離課税所得に関する申告（繰越損失を含む）
- ⑤住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける方の申告
- ⑥雑損控除（災害や盗難、横領による損失等）の申告
- ⑦過年分の申告
- ⑧亡くなられた方の準確定申告
- ⑨更正の請求・修正申告
- ⑩贈与税・消費税の申告





# 固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ／資産税課土地担当（内線2261・2262）、家屋担当（内線2263～2265）

## ■償却資産の申告はお済みですか

賦課期日（1月1日）現在、市内に事業用資産を所有している方、又は他の事業者（市内に事業所があるもの）に事業用として貸与している方は、償却資産の申告が必要です。

申告期限／1月31日(木)

## ■新築・増築及び取壊し家屋の確認

家屋の固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在に所有している方に課税されます。法務局で登記をした場合は連絡不要ですが、登記をしていない家屋は調査が遅れることがあり、誤った課税の原因となります。平成30年中に、家屋を新築・増築又は取壊しをしたときは、資産税課の職員が調査に伺いますのでご連絡ください。

## ■住宅耐震改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、来年3月31日までの間に一定の耐震改修工事（工事費が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固定資産税額（床面積120㎡分まで）の2分の1が減額されます（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

## ■住宅のバリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

※65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかに該当する方が居住している住宅が対象

新築した日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）について、来年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固

定資産税額（床面積100㎡分まで）の3分の1が減額されます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

## ■住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額措置

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、来年3月31日までに一定の改修工事（工事費が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固定資産税額（床面積120㎡分まで）の3分の1が減額されます（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）。住宅のバリアフリー改修と同時に減額措置が受けられます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

## ■長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

来年3月31日までに、長期優良住宅（要認定）を建てた場合で、居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上、かつ居住部分の床面積が50㎡（1戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅が対象です。この条件を満たした住宅は、床面積120㎡分を限度として、新築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）、固定資産税額の2分の1が減額されます。新築工事完了の日から翌年の1月31日までに、認定を受けて新築したことを証する書類を添えて申告してください。

## ■住宅用地（住宅の敷地）の変更

土地は、賦課期日（1月1日）現在の現況地目により、評価・課税を行います。平成31年1月1日現在において、土地の利用状況に変更がある場合はお知らせください。

## ■東日本大震災及び原子力災害における固定資産税・都市計画税の特例措置

該当する方はお問い合わせください。

## 確定申告、市・県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、マイナンバーの記載が必要となりました。手続きの際に下記の書類を必ず持参してください。

- (1)マイナンバーカードをお持ちの方は →マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です
- (2)マイナンバーカードをお持ちでない方は →番号確認書類と身元確認書類が必要です
- (3)申告者以外の方が申告に来る場合は →申告者本人の番号確認書類(写し)と身元確認書類(写し)が必要です

### ■必要な確認書類（いずれもこのうち1点が必要）

番号確認書類	○マイナンバーカード ○通知カード 等
身元確認書類	○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート ○年金手帳 ○健康保険証 ○在留カード ○障害者手帳 等

※扶養親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載も必要です

